

第5章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

[河川管理者、下水道管理者以外の者が行う流域対策]

都市化された宅地等の面積の増加に伴う雨水の流出による浸水被害を防止・軽減するため、河川管理者、下水道管理者以外の者においても、学校や公園、公営住宅などの公共施設への貯留浸透施設の整備、透水性舗装等の道路等の浸透対策、自然地の保全等の対策を総合的に実施していく。

表 5.1 流域対策容量

	流域対策容量 (千m ³)	備考
合計	251	
名古屋市	5	
一宮市	71	
春日井市	46	
犬山市	0	
江南市	22	
小牧市	19	
稲沢市	3	
岩倉市	0	
清須市	19	旧清須市
	1	旧春日町
北名古屋市	40	
あま市	0	旧甚目寺町
豊山町	2	
大口町	5	
扶桑町	18	
大治町	0	

[浄化槽の雨水貯留槽への転用等]

新川流域は、下水道(汚水)整備の普及途上にある市町が多くあり、これらの市町においては、下水道(汚水)が整備され、各家庭において下水道に接続がなされるが、その際に不要となる浄化槽を雨水貯留槽として転用し、活用することが可能である。このため、流域市町においては、流域内住民への浄化槽の雨水貯留槽への活用PRや助成等に取り組んでいくものとする。